

# 特定非営利活動法人 放射線教育フォーラム定款

平成12年11月12日	施行
平成12年12月 8日	一部変更
平成14年 9月 9日	一部変更
平成15年11月 4日	一部変更
平成19年 6月16日	一部変更
平成22年 6月12日	一部変更
平成25年 6月 8日	一部変更
平成27年 6月21日	一部変更

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人放射線教育フォーラムと称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事業所を東京都台東区東上野六丁目7番2号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、エネルギー環境問題、放射線及び原子力問題に対する一般市民の公正な判断力資質の養成とこの分野における将来の人材の確保及び育成のために、学校及び社会におけるこの分野の教育の充実と正しい知識の普及を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 前2号に掲げる活動を行う他の団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1)放射線教育に関する国内及び国際シンポジウム、勉強会の開催
- (2)放射線教育に関する調査研究並びに情報の公衆への発信
- (3)放射線教育に関する関連機関への意見書の提出による政策提言

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人(個人正会員)又は団体(団体正会員)
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を資金的に援助する団体又は個人

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1)個人正会員にあつては、放射線あるいは原子力の分野に関する学問、技術、教育に関与している者、報道などの関係者及び一般市民で、放射線あるいは原子力の教育と知識の普及に関心を持つ者、並びに団体正会員にあつては、本会の活動の趣旨を理解する企業、団体、公的組織
- (2)賛助会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

この法人の活動の趣旨を理解する個人又は企業等団体で、本会に随時財政的支援を行うもの

2 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。賛助会員についても同様とする。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は当該団体にその

旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届又は休会届を提出したとき。

(2) 個人正会員及び個人の賛助会員にあっては本人が死亡したとき、団体正会員及び団体の賛助会員にあっては当該団体が解散したとき。

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届又は休会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人が理事長、2～3人を副理事長とする。

3 この法人に幹事及び顧問を置くことができる。

(役員選任等)

第14条 理事及び監事は別に定める選出規定により選出し、総会においてこれを承認する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(幹事、顧問の選任等)

第15条 幹事は、個人正会員のうちから、理事会で推薦し、理事長が委嘱する。

2 顧問は、個人正会員のうちから理事長の指名によりこれを委嘱する。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産及び会計の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正に行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(幹事及び顧問の職務)

第17条 幹事は、この法人の事業の運営に協力する。

2 顧問は、理事長その他の役員の諮問に応じまたは理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

(任期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって承認した役員の任期は、それぞれの前任者又は後任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 幹事及び顧問の任期は原則として2年とする。

(補欠補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第21条 理事及び監事は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第22条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。職員の報酬は別途定める。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、正会員の総数の5分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の請求があったとき。

(3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議決については、次に事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第42条 (削除)

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 (削除)

(事業計画及び予算)

第46条 この法人に事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定に拘わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後やむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするものは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定営利活動に関わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、掲示板及び官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(雑則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事・会長 有馬 朗人

理事・副会長 飯利 雄一、更田 豊治郎、山口 彦之

理事 大野 新一、大橋 國雄、加藤 和明、河村 正一、菊池 文誠、久保寺 昭子、小高 正敬、高木 伸司、  
中村 佳代子、中村 真基、長谷川 圀彦、廣井 禎、堀内 公子、松浦 辰男、峯岸 安津子

監事 荒谷 美智、竹田 満寿雄

幹事 朝野 武美、荒谷 美智、伊藤 泰雄、石黒 亮二、今井 靖子、岩崎 民子、金子 正人、木村 捷二郎、  
工藤 和彦、黒杭 清治、佐久間 洋一、杉 暉夫、高島 良正、竹田 満州雄、鶴田 隆雄、唐木 宏、  
中西 友子、播磨 良子、坂内 忠明、三門 正吾、宮澤 弘二、村石 幸正、渡部 智博、渡利 一夫、

顧問 安 成弘、今村 昌、岡田 重文、熊取 敏之、後藤 道夫、斉藤 信房、阪上 正信、篠崎 善治、清水 栄、  
村主 進、伏見 康治、松平 寛通、村上 昌俊

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定に拘わらず、平成14年7月10日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定に拘わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定に拘わらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に拘わらず、次に掲げる額とする。

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| (1) 個人正会員入会金      | 1,000 円  |
| (2) 個人正会員年会費      | 3,000 円  |
| (3) 団体正会員入会金      | なし       |
| (4) 団体正会員年会費(1 口) | 30,000 円 |
| (5) 賛助会員入会金       | なし       |
| (6) 賛助会員年会費(1 口)  | 30,000 円 |

(名簿編集者註) 1. 定款の附則は変更できないとのことですので、ここの附則に記載されている役員名簿は設立当初のもので、現在の役員、幹事、顧問は別のページに記載されています。

2. フォーラムの会費は平成26年度より次のようになっています。

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| (1) 個人正会員年会費      | 8,000 円                |
| (2) 個人正会員年会費      | 6,000 円 小・中・高校の教員及び教職員 |
| (3) 学生会員年会費       | 2,000 円                |
| (4) 団体正会員年会費(1 口) | 30,000 円               |
| (5) 賛助会員年会費(1 口)  | 30,000 円               |